

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)及び
公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

(令和4年度 随意契約)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
電波監視用施設の設置に伴う建物賃借(日立)	支出負担行為担当官 小笠原 陽一 関東総合通信局 東京都千代田区九段南1-2-1	R4.4.1	—		会計法29条の3第4項 電気通信設備を機能させるに唯一最適な場所であるため	同種の他の契約の予定価格を類推される恐れがあるため公表しない	1,013,509	—	—	—	—	—	電気通信設備等の設置場所の安全を確保するため、契約の相手方の商号又は名称及び住所は、非公表とする。
電波監視用施設の設置に伴う建物賃借(成田)	支出負担行為担当官 小笠原 陽一 関東総合通信局 東京都千代田区九段南1-2-1	R4.4.1	—		会計法29条の3第4項 電気通信設備を機能させるに唯一最適な場所であるため	同種の他の契約の予定価格を類推される恐れがあるため公表しない	1,144,492	—	—	—	—	—	電気通信設備等の設置場所の安全を確保するため、契約の相手方の商号又は名称及び住所は、非公表とする。
電波監視用施設の設置に伴う建物賃借(小山)	支出負担行為担当官 小笠原 陽一 関東総合通信局 東京都千代田区九段南1-2-1	R4.4.1	—		会計法29条の3第4項 電気通信設備を機能させるに唯一最適な場所であるため	同種の他の契約の予定価格を類推される恐れがあるため公表しない	924,000	—	—	—	—	—	電気通信設備等の設置場所の安全を確保するため、契約の相手方の商号又は名称及び住所は、非公表とする。
電波監視用施設の設置に伴う建物賃借(秩父)	支出負担行為担当官 小笠原 陽一 関東総合通信局 東京都千代田区九段南1-2-1	R4.4.1	—		会計法29条の3第4項 電気通信設備を機能させるに唯一最適な場所であるため	同種の他の契約の予定価格を類推される恐れがあるため公表しない	999,477	—	—	—	—	—	電気通信設備等の設置場所の安全を確保するため、契約の相手方の商号又は名称及び住所は、非公表とする。
電波監視用施設の設置に伴う建物賃借(富士)	支出負担行為担当官 小笠原 陽一 関東総合通信局 東京都千代田区九段南1-2-1	R4.4.1	—		会計法29条の3第4項 電気通信設備を機能させるに唯一最適な場所であるため	同種の他の契約の予定価格を類推される恐れがあるため公表しない	2,112,000	—	—	—	—	—	電気通信設備等の設置場所の安全を確保するため、契約の相手方の商号又は名称及び住所は、非公表とする。
電波監視用施設の設置に伴う建物賃借(水戸(鉄塔))	支出負担行為担当官 小笠原 陽一 関東総合通信局 東京都千代田区九段南1-2-1	R4.4.1	—		会計法29条の3第4項 電気通信設備を機能させるに唯一最適な場所であるため	同種の他の契約の予定価格を類推される恐れがあるため公表しない	1,024,940	—	—	—	—	—	電気通信設備等の設置場所の安全を確保するため、契約の相手方の商号又は名称及び住所は、非公表とする。
電波監視用施設の設置に伴う建物賃借(野田)	支出負担行為担当官 小笠原 陽一 関東総合通信局 東京都千代田区九段南1-2-1	R4.4.1	—		会計法29条の3第4項 電気通信設備を機能させるに唯一最適な場所であるため	同種の他の契約の予定価格を類推される恐れがあるため公表しない	1,704,648	—	—	—	—	—	電気通信設備等の設置場所の安全を確保するため、契約の相手方の商号又は名称及び住所は、非公表とする。
電波監視用施設の設置に伴う建物賃借(厚木)	支出負担行為担当官 小笠原 陽一 関東総合通信局 東京都千代田区九段南1-2-1	R4.4.1	—		会計法29条の3第4項 電気通信設備を機能させるに唯一最適な場所であるため	同種の他の契約の予定価格を類推される恐れがあるため公表しない	1,293,108	—	—	—	—	—	電気通信設備等の設置場所の安全を確保するため、契約の相手方の商号又は名称及び住所は、非公表とする。
電波監視用施設の設置に伴う建物賃借(上尾)	支出負担行為担当官 小笠原 陽一 関東総合通信局 東京都千代田区九段南1-2-1	R4.4.1	—		会計法29条の3第4項 電気通信設備を機能させるに唯一最適な場所であるため	同種の他の契約の予定価格を類推される恐れがあるため公表しない	977,777	—	—	—	—	—	電気通信設備等の設置場所の安全を確保するため、契約の相手方の商号又は名称及び住所は、非公表とする。
電波監視用施設の設置に伴う建物賃借(太田)	支出負担行為担当官 小笠原 陽一 関東総合通信局 東京都千代田区九段南1-2-1	R4.4.1	—		会計法29条の3第4項 電気通信設備を機能させるに唯一最適な場所であるため	同種の他の契約の予定価格を類推される恐れがあるため公表しない	960,000	—	—	—	—	—	電気通信設備等の設置場所の安全を確保するため、契約の相手方の商号又は名称及び住所は、非公表とする。

小型衛星搭載合成開口レーダーのサブメートル級高分解能化についての研究	支出負担行為担当官 小笠原 陽一 関東総合通信局 東京都千代田区九段南1-2-1	R4.4.1	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構 東京都調布市深大寺東町七丁目4番地1号	9012405001241	会計法29条の3第4項 本契約は、令和3年度戦略的情報通信研究開発推進制度(SCOPE)において、広く一般の研究者等を対象に研究課題を募った中から外部の専門家及び外部有識者で構成される評価委員会によって実施された評価に基づき、国が委託すべきものとして選定した研究開発についてその実施機関と随意契約を行ったものである。 令和4年度戦略的情報通信研究開発推進制度(SCOPE)に対して継続案提案(フェーズ II)があり、継続提案書について、外部専門家及び外部有識者で構成される評価委員会によって実施された評価結果に基づき、プログラムオフィサー、プログラムディレクターの意見を踏まえ、継続が決定されたものである。	同種の他の契約の予定価格を類推される恐れがあるため公表しない	8,320,000	—	—	—	—	—	—	—
小型衛星搭載合成開口レーダーのサブメートル級高分解能化についての研究	支出負担行為担当官 小笠原 陽一 関東総合通信局 東京都千代田区九段南1-2-1	R4.4.1	学校法人早稲田大学 東京都新宿区大久保三丁目4番1号	5011105000953	会計法29条の3第4項 本契約は、令和3年度戦略的情報通信研究開発推進制度(SCOPE)において、広く一般の研究者等を対象に研究課題を募った中から外部の専門家及び外部有識者で構成される評価委員会によって実施された評価に基づき、国が委託すべきものとして選定した研究開発についてその実施機関と随意契約を行ったものである。 令和4年度戦略的情報通信研究開発推進制度(SCOPE)に対して継続案提案(フェーズ II)があり、継続提案書について、外部専門家及び外部有識者で構成される評価委員会によって実施された評価結果に基づき、プログラムオフィサー、プログラムディレクターの意見を踏まえ、継続が決定されたものである。	同種の他の契約の予定価格を類推される恐れがあるため公表しない	2,730,000	—	—	—	—	—	—	—
小型衛星搭載合成開口レーダーのサブメートル級高分解能化についての研究	支出負担行為担当官 小笠原 陽一 関東総合通信局 東京都千代田区九段南1-2-1	R4.4.1	国立大学法人東京工業大学 東京都目黒区大岡山 二丁目12番1号	9013205001282	会計法29条の3第4項 本契約は、令和3年度戦略的情報通信研究開発推進制度(SCOPE)において、広く一般の研究者等を対象に研究課題を募った中から外部の専門家及び外部有識者で構成される評価委員会によって実施された評価に基づき、国が委託すべきものとして選定した研究開発についてその実施機関と随意契約を行ったものである。 令和4年度戦略的情報通信研究開発推進制度(SCOPE)に対して継続案提案(フェーズ II)があり、継続提案書について、外部専門家及び外部有識者で構成される評価委員会によって実施された評価結果に基づき、プログラムオフィサー、プログラムディレクターの意見を踏まえ、継続が決定されたものである。	同種の他の契約の予定価格を類推される恐れがあるため公表しない	1,950,000	—	—	—	—	—	—	—
手術の多視点モニタリングとAIサポートによる超人的術野監視システムの実装	支出負担行為担当官 小笠原 陽一 関東総合通信局 東京都千代田区九段南1-2-1	R4.4.1	学校法人慶應義塾 東京都港区三田二丁目15番45号	4010405001654	会計法29条の3第4項 本契約は、令和3年度戦略的情報通信研究開発推進制度(SCOPE)において、広く一般の研究者等を対象に研究課題を募った中から外部の専門家及び外部有識者で構成される評価委員会によって実施された評価に基づき、国が委託すべきものとして選定した研究開発についてその実施機関と随意契約を行ったものである。 令和4年度戦略的情報通信研究開発推進制度(SCOPE)に対して継続案提案(フェーズ II)があり、継続提案書について、外部専門家及び外部有識者で構成される評価委員会によって実施された評価結果に基づき、プログラムオフィサー、プログラムディレクターの意見を踏まえ、継続が決定されたものである。	同種の他の契約の予定価格を類推される恐れがあるため公表しない	13,000,000	—	—	—	—	—	—	—
ネットワーク身体拡張のためのAIハンドインタフェースの研究開発	支出負担行為担当官 小笠原 陽一 関東総合通信局 東京都千代田区九段南1-2-1	R4.4.1	学校法人慶應義塾 神奈川県横浜市港北区日吉三丁目14番1号	4010405001654	会計法29条の3第4項 本契約は、令和3年度戦略的情報通信研究開発推進制度(SCOPE)において、広く一般の研究者等を対象に研究課題を募った中から外部の専門家及び外部有識者で構成される評価委員会によって実施された評価に基づき、国が委託すべきものとして選定した研究開発についてその実施機関と随意契約を行ったものである。 令和4年度戦略的情報通信研究開発推進制度(SCOPE)に対して継続案提案(フェーズ II)があり、継続提案書について、外部専門家及び外部有識者で構成される評価委員会によって実施された評価結果に基づき、プログラムオフィサー、プログラムディレクターの意見を踏まえ、継続が決定されたものである。	同種の他の契約の予定価格を類推される恐れがあるため公表しない	13,000,000	—	—	—	—	—	—	—
令和4年度自動電話応答システムの設置及び保守作業等の請負	支出負担行為担当官 小笠原 陽一 関東総合通信局 東京都千代田区九段南1-2-1	R4.4.1	朝日テレフォン放送株式会社 大阪府大阪市中央区久太郎町1-6-11	6120001073564	会計法29条の3第4項 本システムは、朝日テレフォン放送株式会社が回線設計やプログラム設計を請負し、設置工事も実施したものであり、本システムのソフトウェアの開発、音声応答ソフトウェアの専用のカスタマイズを行っており、著作権は同社が保有しているとともに、同社以外には公開されておらず、他社では保守点検及び修理が実施できないため、同社と随意契約を締結するものである。	同種の他の契約の予定価格を類推される恐れがあるため公表しない	1,759,890	—	—	—	—	—	—	—
耐震補強工事による警備用センサおよび配線の移設・復旧工事の請負について	支出負担行為担当官 小笠原 陽一 関東総合通信局 東京都千代田区九段南1-2-1	R4.5.16	株式会社特別警備保障 神奈川県平塚市四之宮2-14-52	9021001037153	会計法第29条の3第4項 当該機械警備については株式会社特別警備保障が一元的に担っており、警備上の理由から同社以外の業者が警備システムに関わる当該役務を行うことができない。	同種の他の契約の予定価格を類推される恐れがあるため公表しない	1,554,300	—	—	—	—	—	—	—
三浦電波監視センター宇宙棟南側壁耐震工事に係るケーブルの敷設及びケーブル撤去支援作業等の請負	支出負担行為担当官 小笠原 陽一 関東総合通信局 東京都千代田区九段南1-2-1	R4.5.20	三菱電機株式会社 東京都千代田区丸の内2-7-3	4010001008772	会計法29条の3第4項 当該設備は、人工衛星を捕捉して測定する機能やアップリンク干渉源の位置特定機能などの特殊な機能を有する専用設備であるため、本請負に当たっては、そのシステム構成及び制御方法について知見を熟知していること並びに予期せぬトラブルが発生した際に迅速な対応が必要であることから、三菱電機株式会社以外には対応不可能であり、また、システム構成及び機器について熟知している同社以外から調達した場合には、正確な設定変更・調整が行えず、システム全体の互換性が損なわれるなど著しい支障が生じるおそれがあることから、同社と随意契約を締結するものである。	同種の他の契約の予定価格を類推される恐れがあるため公表しない	22,660,000	—	—	—	—	—	—	—

三浦電波監視センター宇宙棟北側壁耐震工事に係るサーバ取外し及び戻入れ作業の請負	支出負担行為担当官 小笠原 陽一 関東総合通信局 東京都千代田区九段南1-2-1	R4.6.7	三菱電機株式会社 東京都千代田区丸の内2-7-3	4010001008772	会計法29条の3第4項 当該設備は、人工衛星を捕捉して測定する機能やアップリンク干渉源の位置特定機能などの特殊な機能を有する専用設備であるため、本請負に当たっては、そのシステム構成及び制御方法について知見を熟知していること並びに予期せぬトラブルが発生した際に迅速な対応が必要であることから、三菱電機株式会社以外には対応不可能であり、また、システム構成及び機器について熟知している同社以外から調達した場合には、正確な設定変更・調整が行えず、システム全体の互換性が損なわれるなど著しい支障が生じるおそれがあることから、同社と随意契約を締結するものである。	同種の他の契約の予定価格を類推される恐れがあるため公表しない	2,244,000	—	—	—	—	—	—	—
三浦電波監視センター宇宙棟北側壁耐震工事に係る機器類等移設作業の請負	支出負担行為担当官 小笠原 陽一 関東総合通信局 東京都千代田区九段南1-2-1	R4.6.7	三菱電機株式会社 東京都千代田区丸の内2-7-3	4010001008772	会計法29条の3第4項 当該設備は、人工衛星を捕捉して測定する機能やアップリンク干渉源の位置特定機能などの特殊な機能を有する専用設備であるため、本請負に当たっては、そのシステム構成及び制御方法について知見を熟知していること並びに予期せぬトラブルが発生した際に迅速な対応が必要であることから、三菱電機株式会社以外には対応不可能であり、また、システム構成及び機器について熟知している同社以外から調達した場合には、正確な設定変更・調整が行えず、システム全体の互換性が損なわれるなど著しい支障が生じるおそれがあることから、同社と随意契約を締結するものである。	同種の他の契約の予定価格を類推される恐れがあるため公表しない	11,429,000	—	—	—	—	—	—	—
遠隔リモート型電波監視装置の機能向上の請負	支出負担行為担当官 小笠原 陽一 関東総合通信局 東京都千代田区九段南1-2-1	R4.6.21	株式会社エーオーアール 東京都台東区三筋2-6-4	6010501001754	会計法29条の3第4項 機能向上に係る改修の実施に際しては、当該装置の監視制御装置や受信機の制御動作等のソースコードを熟知していることが必須であることから、当該装置を設計・納入した株式会社エーオーアールに請け負わせることが必要であるため、同社と随意契約を締結するものである。	同種の他の契約の予定価格を類推される恐れがあるため公表しない	8,635,000	—	—	—	—	—	—	—
電波スペクトル自動記録装置(L70型)の保守点検等の請負	支出負担行為担当官 新井 孝雄 関東総合通信局 東京都千代田区九段南1-2-1	R4.7.27	東洋メディック株式会社 東京都千代田区飯田橋3-8-5 住友不動産飯田橋駅前ビル8階	2011101014794	会計法29条の3第4項 本装置は、電波スペクトルの収集、記録及び解析機能を有する特殊な専用設備であるため、本請負に当たってはそのシステム構成、運用プログラム等について知見を有することが必須であるため、本装置を製造・開発した東洋メディック株式会社以外には対応不可能であり、他に合理的な代替サービスがないことから、同社と随意契約を締結するものである。	同種の他の契約の予定価格を類推される恐れがあるため公表しない	3,621,970	—	—	—	—	—	—	単価契約
発振器(標準信号発生器)の改修等の請負	支出負担行為担当官 新井 孝雄 関東総合通信局 東京都千代田区九段南1-2-1	R4.8.4	キーサイト・テクノロジー株式会社 東京都八王子市高倉町9-1	3010403011350	会計法29条の3第4項 本装置の機器設計の詳細を製造者は公表しておらず、同業他社では対象機器の改修は履行できず、キーサイト・テクノロジー株式会社のみが履行可能であるため、同社と随意契約を締結するものである。	同種の他の契約の予定価格を類推される恐れがあるため公表しない	1,787,830	—	—	—	—	—	—	—
電波監視用測定器(アンリツ社製)較正業務の請負	支出負担行為担当官 新井 孝雄 関東総合通信局 東京都千代田区九段南1-2-1	R4.8.4	荒木電機工業株式会社 東京都渋谷区恵比寿2-11-6	3011001001660	会計法29条の3第4項 本装置の制御回路図等を公開しておらず、製造業者以外の業者は対象測定器の較正を行えないため、製造業者から契約手続き等を委任されている荒木電機工業株式会社を除いては対応不可能なため、同社と随意契約を締結するものである。	同種の他の契約の予定価格を類推される恐れがあるため公表しない	1,795,200	—	—	—	—	—	—	—
電波監視用測定器(Narda.S.T.S社製)較正業務の請負	支出負担行為担当官 新井 孝雄 関東総合通信局 東京都千代田区九段南1-2-1	R4.8.8	東洋メディック株式会社 東京都千代田区飯田橋3-8-5 住友不動産飯田橋駅前ビル8階	2011101014794	会計法29条の3第4項 本装置の制御回路図等を公開しておらず、製造業者以外の業者は対象測定器の較正を行えないため、東洋メディック株式会社以外には対応不可能であり、他に合理的な代替サービスがないことから、同社と随意契約を締結するものである。	同種の他の契約の予定価格を類推される恐れがあるため公表しない	3,426,500	—	—	—	—	—	—	—
短波監視用測定器(Narda S.T.S社製)較正の業務請負	支出負担行為担当官 新井 孝雄 関東総合通信局 東京都千代田区九段南1-2-1	R4.10.17	東洋メディック株式会社 東京都千代田区飯田橋3-8-5 住友不動産飯田橋駅前ビル8階	2011101014794	会計法29条の3第4項 本装置の制御回路図等を公開しておらず、製造業者以外の業者は対象測定器の較正を行えないため、東洋メディック株式会社以外には対応不可能であり、他に合理的な代替サービスがないことから、同社と随意契約を締結するものである。	同種の他の契約の予定価格を類推される恐れがあるため公表しない	1,864,500	—	—	—	—	—	—	—
G60型電波監視装置の定期点検等の請負	支出負担行為担当官 新井 孝雄 関東総合通信局 東京都千代田区九段南1-2-1	R4.10.25	クローバテック株式会社 東京都府中市栄町3-12-11	3012401011084	会計法29条の3第4項 本装置は、電波を受信し電波型式を復調・測定する特殊な専用設備であり、本請負に当たってはそのシステム構成、解析プログラム等について知見を有することが必須であるため、本装置を製造・開発したクローバテック株式会社以外には対応不可能であり、他に合理的な代替サービスがないことから、同社と随意契約を締結するものである。	同種の他の契約の予定価格を類推される恐れがあるため公表しない	1,345,960	—	—	—	—	—	—	—
スペクトラムアナライザを活用した即時的に展開可能なTDOA方式位置推定システムの検討及び実証試験の請負	支出負担行為担当官 新井 孝雄 関東総合通信局 東京都千代田区九段南1-2-1	R4.10.25	キーサイト・テクノロジー株式会社 東京都八王子市高倉町9-1	3010403011350	会計法29条の3第4項 広帯域で高い周波数帯域を使用する無線システムの電波監視体制構築の一環として、現有するスペクトラムアナライザ等の機器を用いてTDOAセンサを構築するための技術的な検討及び実証試験を実施するものであるが、この検討及び実証試験に際しては、当該機器の設計情報や機能に精通していることが必須であることから、当該機器を設計・納入したキーサイト・テクノロジー株式会社と随意契約を締結するものである。	同種の他の契約の予定価格を類推される恐れがあるため公表しない	1,886,500	—	—	—	—	—	—	—
三浦電波監視センター構内空中線保守点検及び修繕	支出負担行為担当官 新井 孝雄 関東総合通信局 東京都千代田区九段南1-2-1	R4.11.18	電気興業株式会社 東京都千代田区丸の内3-3-1	4010001008723	会計法29条の3第4項 当該設備については、製造業者である「電気興業株式会社」が空中線共用器の制御回路等の技術情報を非公開としており、当該業者の独自の技術が用いられている。また、当該設備の設置当時の機能の維持及び点検後における正規の性能維持を確認する必要があるため、システム全体の構成等について深い知見を有する当該業者以外では保守点検及び修繕は行えないため。	同種の他の契約の予定価格を類推される恐れがあるため公表しない	6,160,000	—	—	—	—	—	—	—
遠隔方位測定設備センサの撤去の請負	支出負担行為担当官 新井 孝雄 関東総合通信局 東京都千代田区九段南1-2-1	R5.1.27	NECネットエスアイ株式会社 東京都文京区後楽2-6-1	6010001135680	会計法29条の3第4項 公募を実施した結果、業務の履行可能な者がNECネットエスアイ株式会社1者であり、同社との契約であり、競争を許さないため。	同種の他の契約の予定価格を類推される恐れがあるため公表しない	10,043,000	—	—	—	—	—	—	—